

## (仮称)大谷スマート I C整備に係る都市計画手続き等について

### ◎ 趣旨

(仮称)大谷スマート I Cの整備に向けて、道路計画の具体化に合わせて、都市計画手続きに着手したことから、その概要について報告するもの

#### 1 整備目的

広域アクセス性の充実による市民や来訪者などの交通利便性の向上，救急救命活動への支援や防災機能の強化，さらには大谷地域を始めとする地域振興を図るため，東北自動車道と大谷街道交差点において，スマート I Cを整備するもの

#### 2 これまでの経緯

- H25 地元説明会（事業の概要等）
- H26 現地測量・概略設計
- H27 スマート I C事業化（国土交通省からの連結許可）
- H28 地形測量・地質調査
- H29～ 道路の詳細設計

#### 3 都市計画道路について

安全で快適な都市生活，機能的な都市活動，産業活動を行う上で欠かせない施設として都市計画に明示し，計画的かつ着実に整備するため，都市計画に定めるもの

⇒ 大谷スマート I C上り線及び下り線（自動車専用道路）と関連する幹線街路及び区画街路を一体的に都市計画に位置付け

※ 高速自動車道路や国道・県道などの広域的な道路は県が定め，身近な市道などは、市が定める

#### 4 今後の予定等

- H30. 8. 17 地元説明会（道路設計の内容等，都市計画道路の決定など）
- 8. 17～31 都市計画構想の縦覧（2週間）
- 9. 13 公聴会
- 12（予定）都市計画案の縦覧（2週間）
- H31. 2（予定）都市計画審議会
- 3（予定）都市計画決定の告示